

# 会 議 録

## 1 会議名

令和6年度 第2回津有区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 報告事項（公開）

① 前期委員からの申し送り事項

② 年間スケジュール

③ 地域独自の予算事業

④ 地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて

## 3 開催日時

令和6年7月16日（火）午後6時30分から午後7時55分まで

## 4 開催場所

津有地区公民館 大会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：青木雄司、石黒直樹（副会長）、竹内裕一、中島 功（会長）、服部光雄、藤井 潔、藤井光治、丸山勝之、丸山孝子、山本久夫（欠席2名）

・事務局：中部まちづくりセンター 小林所長、井守副所長、渡邊係長、鈴木主事

## 8 発言の内容（要旨）

### 【井守副所長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

### 【中島会長】

・挨拶

**【井守副所長】**

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることを報告

**【中島会長】**

- ・会議録の確認：石黒副会長に依頼

**【中島会長】**

次第 3 議題「(1) 報告事項」の「① 前期委員からの申し送り事項」に入る。事務局の説明を求める。

**【鈴木主事】**

- ・諮問事項（資料No.1、2 に基づき説明）
- ・地域活性化の方向性（資料No.1 に基づき説明）
- ・自主的審議事項の経過（資料No.1、3、津有区パンフレットに基づき説明）

**【中島会長】**

ただ今の説明について、質問、意見を求める。

(発言無し)

質問、意見が無いようなので、以上で、次第 3 議題「(1) 報告事項」の「① 前期委員からの申し送り事項」を終了する。

次に、次第 3 議題「(1) 報告事項」の「② 年間スケジュール」に入る。事務局の説明を求める。

**【鈴木主事】**

- ・資料No.4 に基づき説明

**【中島会長】**

ただ今の説明について、質問、意見を求める。

**【山本委員】**

12 月に「近隣地域を知る」とあるが、近隣地域とは津有地区内に限定されるのか、もしくは三和区などの津有地区外の地域を示しているのか。

**【小林所長】**

津有区外の他の地域協議会を示している。近隣の地区とは同じような課題がある可能性もあり、諏訪区や高土区などの地域協議会委員との勉強会を考えている。

**【服部委員】**

1月、2月に「地域の声を聞く」とあるが、前期の委員と町内会長で協議したのは聞いたことがあるが、町内会以外の「地域で活動する団体」とは何を示しているのか。

**【鈴木主事】**

地域独自の予算事業を行った団体との勉強会を予定している。

**【中島会長】**

8月、9月のフリーディスカッションや、10月、11月で地域を再確認していく中で出てきた問題点を検証し、どの団体の方と関わるのがいいのか、どの地域と勉強会を行うか、例えば中学校区であれば諏訪地区と高士地区など、これからの協議の中で進めていくということである。

**【服部委員】**

地域独自の予算事業を活用した団体だけではなく、他の団体とも意見交換をした方がいいのではないかと。

**【鈴木主事】**

地域独自の予算事業を行った団体だけではなく、他に意見交換をしたい団体があればお知らせいただきたい。

**【丸山勝之委員】**

12月に「近隣地域と合同で勉強会を開催する」とあるが、各地域によって問題点の出方が違ってくると思うので、事前に準備が必要ではないかと。

**【渡邊係長】**

この段階では、協議会としての課題を整理していないので、意見交換は実際難しいと思う。そのため、お互いの地域の紹介をすることを今はイメージしている。ご指摘のとおり、準備には委員の皆さんの意見を事前に整理する必要があり、そこまでできるのは、もう少し先の段階になると思う。その時期になり、準備が必要ならば、その時間を取りたいと考えている。

**【藤井光治委員】**

10月、11月に「地域を知る」の実施方法に「津有区内を散策する」とあるが、時間設定はどのように考えているか。これからの問題だと思うが、ある程度、時間的な制約があるので、その辺を含めて、どういうイメージを持てばいいのか。

**【中島会長】**

地域を散策するには日中になると思うので、土日、祝日、平日、どのような日程を事

務局は考えているか。

**【鈴木主事】**

フリーディスカッションで日程と場所を提案していただきたい。

**【藤井光治委員】**

平日の日中は予定がある人が多いと思うので、考慮してほしい。

**【服部委員】**

市のホームページには、各地区の地域独自の予算事業の事業名だけが掲載されている。事業内容も事前に事務局に準備していただき、それを参考に協議してもよいと思う。検討していただきたい。

**【中島会長】**

私個人の考えだが、地域協議会は地域独自の予算事業には関わっていないため、事業内容については、非常に関心がある。

このタイムスケジュールは、あくまでも予定であり、その中でいろいろな協議ができればと思っている。

以上で、次第3 議題「(1) 報告事項」の「② 年間スケジュール」を終了する。

次に、次第3 議題「(1) 報告事項」の「③ 地域独自の予算事業」に入る。事務局の説明を求める。

**【鈴木主事】**

・資料No.5、No.6、津有区パンフレットに基づき説明

**【中島会長】**

ただ今の説明について、質問、意見を求める。

津有区から申請された事業で、却下になったものはなく、全て認められたということ  
でよいか。

**【鈴木主事】**

そのとおり。

**【服部委員】**

減額になった事業はあるか。

**【小林所長】**

地域独自の予算事業は、まちづくり活動を行う団体に対して、市が補助金を出す制度  
である。団体が市に提案し、市が活動内容を審査する。私の記憶では、昨年度の提案の

中で、減額となった事業はない。地域協議会も提案できるが、実際に活動を行う団体が必要であり、団体と連携しながら実施することになる。

**【山本委員】**

以前、地域の団体が通学路のグリーンベルトの件で提案したときに、他に13件ぐらい提案があった。それと同じ補助事業ということでよいか。

**【小林所長】**

それは地域独自の予算事業ではなく、令和4年度まで行っていた地域活動支援事業だと思われる。区ごとに補助金の配分額が決まっていたので、対象外となるものもあった。

一方、地域独自の予算事業には配分額も区の中での上限もないが、市の予算編成で審査を受けるので、補助金の対象にそぐわないと判断したものについては、減額や却下は当然あり得る。地域活動支援事業と地域独自の予算事業とでは、審査の方法と配分の有無が違う。

**【藤井光治委員】**

具体的な申請方法を知りたい。

**【小林所長】**

中部まちづくりセンターへ実現したい取組内容を相談していただき、地域独自の予算事業の対象となる内容か判断する。その後に提案に必要な書類等を説明させていただく。

**【服部委員】**

私は、ある団体の会長をしているが、地域協議会委員である自分が代表として申請してよいか。

**【鈴木主事】**

ご自身の名前で提案していただいて問題ない。

**【中島会長】**

今までの地域活動支援事業は、私たち地域協議委員が審査していたが、地域独自の予算事業の審査に地域協議会は何も関係ないので、団体の代表として提出するのは問題ない。

**【服部委員】**

以前、地域活動支援事業のときに、団体の代表がこの地域協議会の委員だったため、問題になったと聞いたことがあり質問した。

**【渡邊係長】**

提案したい取組については、中部まちづくりセンターにご相談いただきたい。その後に、提案書のフォーマットをお渡しする。こちらはホームページに載っていないので、まずはセンターへご相談いただくところからお願いしている。

**【丸山勝之委員】**

地域独自の予算事業は、実働する団体がなければ、提案できないという考えでよいか。

**【小林所長】**

地域協議会で事業を提案する場合は、実働する団体が必要である。

**【中島会長】**

他に質問、意見はあるか。

(発言無し)

意見が無いようなので、以上で、次第 3 議題「(1) 報告事項」の「③ 地域独自の予算事業」を終了する。

次に、次第 3 議題「(1) 報告事項」の「④ 地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて」に入る。事務局の説明を求める。

**【井守副所長】**

- ・6月14日付け「地域自治の推進に向けた各種資料の送付について」で送付した資料について説明

**【中島会長】**

ただ今の説明について、質問、意見を求める。

**【青木委員】**

地域自治推進プロジェクトのメンバーには、誰がいるのか。

**【小林所長】**

総合政策部地域政策課がプロジェクトを所管している。地域政策課を中心に、各まちづくりセンター、各総合事務所が参画している。委員という構成ではない。

**【中島会長】**

地域協議会が参画できるのは、アンケートのみということによいか。

**【小林所長】**

委員へのアンケート等を踏まえて、この体制で検討を進めていく。その後、意見交換等があるかもしれない。

**【中島会長】**

他に質問、意見はあるか。

(発言無し)

意見が無いようなので、以上で、次第3議題「(1) 報告事項」の「④ 地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて」を終了する。

次に、次第4その他「(1) 次回開催日程」に入る。事務局の説明を求める。

#### 【井守副所長】

- ・次回の協議会について説明

— 日程調整 —

- ・次回の地域協議会：8月20日（火）午後6時30分から  
津有地区公民館 大会議室（予定）

- ・内容：グループでのフリーディスカッション

#### 【中島会長】

以上で次第4その他「(1) 次回開催日程」を終了する。

次に、次第4その他の「(2) その他」に入る。

その他、何かあるか。

(無しの声)

- ・会議の閉会を宣言

#### 9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

#### 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。